

リハビリテーション科専門医，指導責任者の先生方へ

リハビリテーション科専門医試験受験を予定されている先生方へ

教育委員会 担当理事 正門 由久

委員長 芳賀 信彦

担当委員 池田 聡，羽田 康司

第 49 回日本リハビリテーション医学会学術集会における 「医療倫理・安全」に関する講演開催のお知らせ

日本リハビリテーション医学会では，日本専門医制評価・認定機構より専門医制度における指導医研修体制の整備を指導され取り組んでおり，第49回年次学術集会において「医療倫理・安全」に関する指定講演を実施することになりました。

今後，「リハビリテーション科専門医」および「指導責任者」資格更新の際に受講証明が必要となることが想定されます。また，日本専門医制評価・認定機構から「医療倫理」や「医療安全」に関する研修を専門医試験受験資格に組み入れるようにと指導を受けており，今後，専門医試験受験の必須要件の1つとなる可能性があります。早ければ2015年度の資格更新，専門医受験に必要な見込みです。

今回の講演では，資格更新や受験に際し必要となった場合に使用可能な受講証明書を発行する予定です。受講証明書は当日会場前で配布いたします。受講後，受講証明シールを配布いたしますので受講証明書に貼付し大切に保管してください。なお，今回の講演の受講については，2018年3月31日まで（受講日の翌年度4月1日から起算し5年間）を有効期限といたします。詳細は当日の講演終了直後に説明いたします。

また，これらの「医療倫理・安全」に関する講演は，今後日本リハビリテーション医学会学術集会，専門医会学術集会，地方会などでも開催される予定です。

●第 49 回日本リハビリテーション医学会学術集会で開催される 「医療倫理・安全」に関する講演

教育講演 15：「医療倫理 一人間の尊厳と empathy（共感）」

講 師：土田友章先生（早稲田大学人間科学学術院）

日 時：6月2日（土） 9：00～10：00

会 場：福岡サンパレス 第1会場 大ホール

日本リハビリテーション医学会
リハビリテーション科専門医，指導責任者 研修指定講演

受講証明書

参加者名： 殿

演題名：教育講演 15 「医療倫理 一人間の尊厳と empathy (共感)」

演者：早稲田大学人間科学学術院教授 土田友章先生

開催会場：福岡サンパレス 第1会場 大ホール

開催日：2012年6月2日(土) 9:00～10:00

主催責任者：第49回日本リハビリテーション医学会学術集会

会長 蜂須賀研二

※本受講証明書は単位を付与するものではありません。

※本受講証明書は，リハビリテーション科専門医及び指導責任者資格更新（早ければ2015年度更新から），またはリハビリテーション科専門医受験（早ければ2015年度試験から）の際必要ですので，大切に保管してください。

なお再発行には応じられませんのでご注意ください。

※本講演の受講については，2018年3月31日まで（受講日の翌年度4月1日から起算し5年間）を有効期限とします。

※本受講証明書は，受講後証明の貼付が無い場合は証明書として認められませんのでご注意ください。

受講後証明貼付欄：

--

学術集会における医療倫理・安全に関する講演
「受講証明書」の取り扱いについて

教育委員会

教育委員会では、日本専門医制評価・認定機構より専門医制度における指導医研修体制の整備を指導され取り組んでおり、第49回年次学術集会より、「医療倫理・安全」に関する指定講演を実施し、その受講に際し証明書を発行することになりました。「受講証明書」の取り扱いについては、以下ご参照ください。

1. 当日会場前で「受講証明書」の配布があるので受け取る
2. 該当の教育講演を受講する
3. 講演後、会場内外で「受講後証明」(シール)の配布があるので受け取る
4. 1の「受講証明書」に、3の「受講後証明(シール)」を貼付し保管する
5. 以下の際、証明として利用する
(下記2)と3)の両方の申請のある方はどちらか一部はコピーで可)
 - 1) 専門医受験…申請書類に添付し提出する
(受験希望年度の「試験のお知らせ」をご参考ください)
 - 2) 専門医資格更新…「活動報告書」に添付し提出する
(更新年度の「資格更新のお知らせ」をご参考ください)
 - 3) 指導責任者資格更新…「実績報告書」に添付し提出する
(更新年度の「資格更新のお知らせ」をご参考ください)

注意事項：

※「受講証明書」は単位を付与するものではありません。

※リハビリテーション科専門医及び指導責任者資格更新、またはリハビリテーション科専門医受験で必要になるのは、早ければ2015年度からとなります。それまで大切に保管してください。

※再発行には応じられません。

※「受講証明書」の有効期限は、受講日の翌年度4月1日から起算し5年間です。

※「受講後証明」の貼付が無い場合は証明書として認められません。